

3、汚染原因者との交渉について

(汚染原因者の負担について)

次に、汚染業者、汚染原因者との交渉について伺います。

まず、一般的なことを伺います。今回のような土壌汚染や地下水汚染については、社会通念上、汚染者負担の原則が適用されるべきではございますが、環境部も同様の認識で間違いないですか。

羽間紀雄環境部長

まず、基本のございますのは、環境基本法に基づいた措置ということになってまいると思います。環境基本法においては、国の環境政策の基本的な考え方としての汚染者負担の原則をもとに、プログラム規定がございます。実際の施行法でございますね。その執行については、個別法に委ねられております。A社の負担については、個別法である土壌汚染対策法及び水質汚濁防止法に基づく規定の適用条件を、今のところ、満たしておりませんということでございます。

(汚染原因者の負担について)

違うんです、伺っているのは。土壌汚染とか地下水汚染については、社会通念上、汚染者負担の原則が適用されるのですかという一般論を伺っているんです。

羽間紀雄環境部長

汚染原因者が確定されれば、やはりそのような考え方で進めるのが、一般的なお話としてはそうだと思います。

大変恐縮ですが、今回の場合については、まだ汚染原因者を特定したという状態にございませんので、今回のこういう提案をさせていただいているということでございます。

(汚染原因者の特定について)

汚染者負担の原則に立った場合、当然汚染原因者は特定すべきであると考えられますけれども、なぜ特定されないのでしょうか。

羽間紀雄環境部長

これまでも平成3年、平成9年からずっと調査を続けてきており、汚染原因者の特定をしようというのは、これは当然のごとく、市として取りかかってき

たのは事実でございます。ただ、専門家を交えた委員会等でも、最終的に100%ここが汚染原因者だということにたどり着けるだけの立証ができておりません。そういう意味では、報告書の中では、蓋然性が高いというような表現にとどまったというのが今の実態でございます。

以上でございます。

(汚染原因者の特定について)

特定できないということですか。特定していないのか、特定できないのか、どっちなんですか。

羽間紀雄環境部長

一応、蓋然性が高いということでございますので、最終の特定するということにまでは至っておりません。

(汚染原因者の特定について)

今後、特定されるおつもりはございますか。

羽間紀雄環境部長

今後、A社と話を進める中で、そういう特定作業がどうしても必要だとかということがあれば、それは状況によって判断をしてまいりたいというふうに思っております。

(汚染原因者との交渉について)

現状で特定されていないということなんですけども、次に、交渉内容について伺っていきます。

予算を組む段階においては、ある程度業者の協力の内容も見えてきていると思うんですけども、それによって市の支出が減少する可能性もございますので、重要な問題です。具体的に市としては業者に対してどのようなことを求め、それに対する業者の対応はどのようなものなののでしょうか。

羽間紀雄環境部長

汚染原因者の特定は先ほどのようなものでございますが、本市が実施した地下水汚染の解明調査報告書において、限られた地域の汚染の一部については、不法投棄等による汚染の可能性を否定できないが、それを除く当該地域の現在広域的に分布する土壌・地下水汚染の汚染源は、A社敷地内にあるという蓋然性が非常に高いと判断されると記載されております。

一方でA社は、直近の平成25年8月30日付で提出された見解書というものが来ておるわけですが、そこで、少し読み上げさせていただきます。弊社は、地下水汚染分布を弊社と隣接した北西部に広がる汚染域と、弊社から離隔する北東部（以下「本区域」という）に局在した高濃度汚染域に分けて捉えておりますところ、従前より、弊社といたしましては、本区域におけるVOC高濃度汚染と弊社敷地内汚染との因果関係を確認するには至っておりません。貴市が設置された本区域にある平成20年以降のVOC観測結果からは、汚染の北方向への移流拡散は認められず、貴市見解の、地下水は北向きに8から18m毎年移動するとしたこととは整合しておりません。このことから、本区域に局在する高濃度汚染域の汚染源は汚染域北限付近に存在すると思われることが可能であると、こう記載されております。

こういった内容でのやりとりが今も続いているというところでございます。

（汚染原因者との交渉について）

聞いたことに簡潔にお答えいただければと思います。どのようなことを業者に求めているんですかということをお伺いしています。例えば、金銭負担を求め等々の交渉を今されているんですかという質問です。

羽間紀雄環境部長

現在のところは、まずA社のほうからは、今回、私ども市が提示しております浄化対策の計画の内容の詳細がわからないということで、その詳細が確定次第、お話に入りたいというふうな提案をいただいているところでございます。